

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-6-19
処分の種類	登録容器等製造業者の災害防止命令			
根拠法令条例等・条項	高圧ガス保安法第49条の30			
処分の概要	登録容器等製造業者が承認に係る容器又は附属品であって、規格に適合しないものを製造したことにより、当該容器又は当該附属品の装着された容器に充てんした高圧ガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該容器又は当該附属品を製造した登録容器等製造業者に対し、その製造した容器又は附属品の回収を図ることその他当該容器又は当該附属品の装着された容器に充てんした高圧ガスによる災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に先例なし、法令の定め以上に設定するのが困難)			
基準の制定根拠				